

**新潟県病院局管理規程第4号**

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（格付及び給料の支給）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～10 （略）</p> <p><u>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（格付及び給料の支給）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第7条第3項の規定の例によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～10 （略）</p>

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（暫定再任用職員の給料月額）
- 2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は

市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 3 職員定年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規程の施行の日前であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（令和5年病院局管理規程第5号）（以下「改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程」という。）附則第4項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規程第2条及び第3条並びに前2項」とあるのは「改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程別表第2備考(2)」とする。